

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和2年4月16日付けで行った、法24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法、不当を主張しているものと解される。

- 1 請求人は、注意欠陥多動性障害、自閉スペクトラム症等の病名により、障害等級3級の認定を受けて、医師による治療を継続している。
- 2 令和元年7月より、請求人の自宅前にて3階建マンションの建築工事が始まり、既存建物の取り壊しの後、同年10月24日から建築工事が開始された。工事の時間帯は8時から17時

までであり、その間工事音・振動が継続する状況となった。請求人は昼夜逆転の生活を送らざるを得ないため、日中の工事音・振動は不眠の原因になり、抑うつ状態、聴覚過敏、気分変動などの症状も悪化するようになった。

- 3 そのため、請求人は、担当者に対して、転居したい旨訴えたところ、主治医に診断書作成を求めるように指示された。

そして、令和元年12月19日に主治医の診断書を提出したが、補充を求められたため、改めて、主治医が作成した本件病状報告書1を提出したものである。

本件病状報告書1には、請求人の病名、病状のほかに請求人の病気療養に悪影響を及ぼす要因として、自宅近接地におけるビル解体・建設工事の騒音が明記されていた。

- 4 本件病状報告書1の提出後、担当者から具体的な物件を選定するよう指示され、令和2年2月上旬には、物件も決まり、担当者に報告をした。ところが、同月13日、担当者から、引越費用は計上できなくなった、6月末までで工事は終わるのでそれまで我慢すればよい、引越しは諦めるように、と口頭により通告された。その際、請求人の居住する権利を無視するような暴言もあった。その後、同月15日頃から、体調不良が悪化した。

- 5 請求人は、令和2年2月27日に主治医を受診し、引越しが却下された旨を伝えたところ、病気療養上、引越しは不可欠であり、処分庁の対応は法的に問題があるといわれた。

そして、同月28日、東京都発達障害者支援センターに電話相談したところ、処分庁の判断には人権問題の可能性があると指摘された。

その上で、同年3月5日、法テラス〇〇にて法律相談を受けた。その相談の担当が本件代理人である。

- 6 以上のことから、令和2年3月17日に、本件代理人とともに

に事務所を訪れ、処分庁に対し、本件申入書を提出したにもかかわらず、本件処分がなされたものである。

7 本件処分には、以下のような不合理性があるから、本件処分は、違法、不当である。

(1) 本件処分通知書の理由の欄には、「工期・工事期間が限られていること」とあるが、本件各病状報告書にあるとおり、近隣の工事・騒音の影響を受けた結果、病状が悪化したものと考えられることからすると、転居ができなければさらに病状が悪化し、生命に危険が及ぶ可能性がある。また、工期が限られているとの理由付け自体、請求人の病状を考慮しない不合理なものである。

(2) また、「引っ越し先で同様の騒音が起こることは否定できないこと」とあるが、驚くべき理由付けである。そのようなこと自体、不確定なものであるにもかかわらず、堂々と述べていること自体、処分庁の人権感覚を疑われる。かかる理由付けは明らかに不合理である。

(3) そして、「簡易騒音計を用いて騒音調査した結果、都が定める基準値を下回っていること」とあるが、本来、工事騒音は工事の内容や時間帯により変動するものであり、調査は数回にわたり時間帯や工事内容を考慮して行なわれるべきものである。

このことを理由に、本件申請を却下するのは不合理であり、実際、請求人がスマートフォンの騒音測定アプリを使って測定した結果（10回測定）では、明らかに基準値を上回っていた。

(4) 「主治医病状報告書に対して、福祉事務所内嘱託医による検討の結果、転居せず現状維持やむを得ないとの判断」とあるが、主治医の見解に対し、嘱託医による検討がどのようなも

のであったか明らかにされておらず、本件各病状報告書のどの点を否定するものであったかの言及も一切ない。

(5) さらに、本件申請の後、請求人の自宅のすぐそばで、別のビルが建設されること（5階建共同住宅、予定工期：令和2年6月10日～令和3年3月末）が明らかになっている。

8 以上のとおり、請求人については、本件各病状報告書の記載から、請求人の住環境において、「病気療養に悪影響を及ぼす要因」があることは明らかであるにもかかわらずなされた本件処分は、課長通知（後記第6・1・(4)参照）に違反する、違法、不当なものである。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2年12月10日	諮問
令和 3年 1月22日	審議（第51回第2部会）
令和 3年 2月25日	審議（第52回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

(1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得

る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 11 条 1 項は、保護の種類として、1 号で「生活扶助」、3 号で「住宅扶助」を挙げている。

(2) 法 14 条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしており、法 33 条 1 項は、住宅扶助は金銭給付によって行うことを原則とし、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するため必要があるときは、現物給付によって行うことができるとしている。

(3) 法 24 条 1 項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書を作成することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、さらに、同条 3 項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないものとし、同条 4 項は、3 項の書面には決定の理由を付さなければならないものとしている。

また、同条 9 項は、同条 1 項から 7 項までの規定を 7 条に規定する者からの保護の変更の申請について準用するものとしている。

(4) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 7・4・(1)・カは、「被保護者が転居に際し、

敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。」としている。

そして、上記「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合」の判断方法について、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7・問30・答は、局長通知第7・4・(1)・カにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」について、「次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。」とし、「12病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」等を挙げている。

(5) なお、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく、法の処理基準に当たるものである。

2 以下、本件について検討する。

(1) 本件については、以下の各事実が認められる。

ア 処分庁は、請求人から、自宅付近における建築工事により、不眠になり、うつ病等が悪化したとして、転居を希望する旨の相談があったため、主治医からの本件病状報告書1を受理した上で、ケース診断会議を開催して検討したところ、工事の工期の状況、引越先における同様な工事の可能性が挙げられるとしたが、嘱託医への意見を求めていなかったため、必要な調査を行った上で、結論を出すとしたこと。

イ 担当者が自宅を訪問した際に、工事の騒音及び振動を確認し

- たものの、転居が必要なものとまでは認められなかったこと。
- ウ 処分庁は、本件病状報告書 1 及びイの調査結果等に基づき、嘱託医に意見を求めたところ、「現状維持やむを得ないと考えます」との回答を得ていること。
- エ その後、処分庁は、改めてケース診断会議を開催して検討したところ、工事の工期・作業時間が限られていること、引越先における同様の騒音等が起こることは否定できないこと及び嘱託医からの意見を踏まえ、請求人の引越費用の計上は行わないとしたこと。
- オ 処分庁は、担当者が、請求人に対し、上記ケース診断会議の結論を伝えたところ、後日、本件代理人から本件申入書が、また、請求人から本件申請書がそれぞれ提出されたことから、担当者による自宅及び自宅前の路上での騒音測定を行ったところ、都の条例、規則による基準値を下回っていたこと。さらに、環境保全課を通じて、工事業者に騒音の軽減化を依頼していること。
- カ そして、処分庁は、上記オの騒音測定結果及び主治医からの本件病状報告書 2 に基づき、再度、嘱託医に意見を求めたところ、「主治医は転居を認めているが、騒音は基準以下である為現状で経過をみたい」との回答を得ていること。
- サ 以上のことから、処分庁は、再度、ケース診断会議を開催して検討したところ、過去 2 回のケース診断会議を経て引越費用の計上は行わないと判断したこと、自宅における騒音計を用いた測定の結果、騒音は基準値内であったこと、本件各病状報告書に対する嘱託医の意見では現状維持やむを得ないとの意見もあったことから、請求人に対する引越費用の計上は行わないと判断し、本件処分を行ったこと。
- (2) 以上のことから、本件申請について認めないとした本件処分

は、上記 1 の法令等の定めに従って適正になされたものであって、また、その判断には合理性が認められるから、これを違法、不当なものとする事はできない。

3 請求人は、上記第 3 のことから、本件処分の違法、不当を主張しているが、本件処分は、上記 2 のとおり、適正になされたものと認められるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とする事はできないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙 (略)